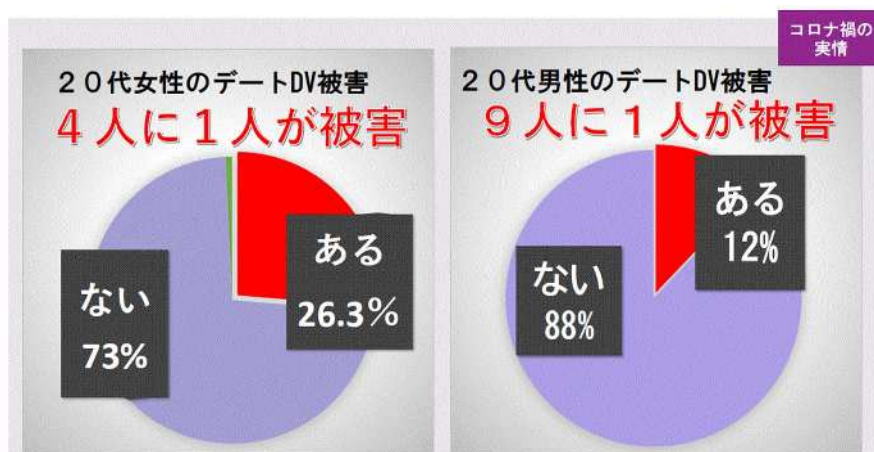
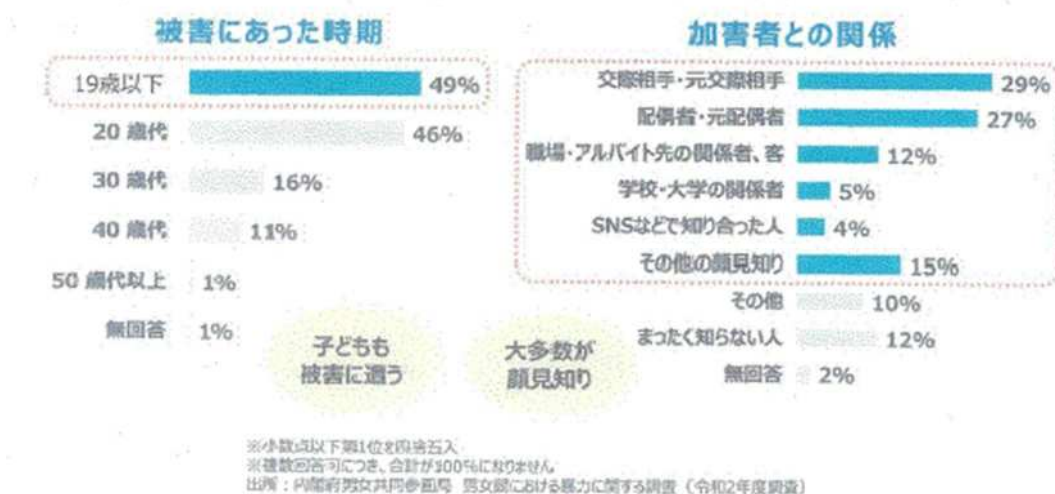


多様な生き方 グループ



出典：内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」（令和3年3月）

- ・また、無理やり性交されたことがある人のうち、被害にあった年齢は、19歳以下が最も多く（49%）、加害者との関係は、面識のある人からの被害が大多数（88%）を占めております。



出典：内閣府男女共同参画局 男女間における暴力に関する調査（令和2年度調査）

- ・なお、2020年度における全国のワンストップ支援センターに寄せられた性暴力や性犯罪の相談件数は前年度比23.6%増の5万1141件とのことです。
 - ・また、2020年度におけるやまなし性暴力被害者サポートセンターに寄せられた性暴力相談件数は、430件に上り、年々増加しているとのことです。
- ※2018年度：206件、2019年度：351件



出典：山梨日日新聞 2021年5月19日

・なお、本市における状況は、福祉課からの聞き取りによると例年、1件程度の相談件数とのことであり、特段、増加している状況ではないとのことでした。

(3) 山梨県における対応

令和3年7月27日、山梨県知事は、性別による社会格差を徹底解消する「男女共同参画先進県」実現に向けて、取り組み断行宣言を表明しました。

この中で、「新型コロナ拡大の影響等により、DVや性暴力の増加・深刻化を改めて認識」されたと触れております。

また、当面の重点施策の中で子供の頃からの理解促進が重要であることから、特に若年層への意識啓発を強化することとしています。

(4) 学校現場での子どもへの予防教育

アメリカを代表する諸外国では、幼稚園くらいから被害者にも加害者にもならないように性教育をしているとのこと。

日本では、学校での性犯罪・性暴力対策の強化方針を国において示しており、令和2年度から3年間集中強化期間として取り組み(※)を行っているところであるものの、伝統的ともいえる性教育のタブー視によって、ほぼ授業で取り入れあげられていない状況であります。

しかし、「デート DV 予防教育の必要性～効果測定調査報告と社会的コストについて (NPO 法人デート DV 防止全国ネットワーク：2021年5月)」によると、生徒に対して予防授業を行った結果、統計的有意差が確認できたと報告されていることから、本市において取り組みを行うことは重要と考えます。

※ 性犯罪・性暴力対策の強化の方針(概要)別紙資料 3-2

(5) 男女共同参画推進計画での基本理念及び目標

「男女がお互いに認め合い、協働するまち・葦崎」という理念の達成のため、5つの目標があり、その5番目の目標に「人権が尊重される社会の形成」が掲げられております。

人権は、全ての人に保障されていることは言うまでもありませんが、実際には人権侵害ともいえる事柄が多く見受けられます。特に昨今、家庭内や恋人間での性的暴力が社会問題となっており、被害者の大半は若年層の女性が占めている状況でもあります。

また、知らずうちに加害者となるケースや反対に被害者自らが声に出せない状態にあるなど、人権尊重の理念を改めて確認し、他人を傷つけない、自分の権利を守る(自己決定権)という知識と力を築いていくことが重要と考えます。

【主な活動】

6月23日：グループ構成決定

7月28日：DV・ハラスメントについて講演(望月氏)

8月：コロナ禍により中止

9、10月：働き方改革に関する講演(佐々木氏ほか)

11月24日：小沢指導主事、松本恵子氏を招聘

・学校現場での性教育の取り組み状況

・元CAPメンバーによる取り組み内容

12月13日：事前打合せ

12月22日：ターゲット及び取り組み内容確認

1月6日：福祉課担当者聞き取り

別紙資料 3-1

- ・DV、デートDVの相談窓口、保健福祉センター担当者聞き取り
- ・健康相談の中にDV等の相談あり
- ・各学校からの依頼により、命の教育等において性差について講演

1月26日：各自、取り組みについて提案・協議

2月16日：提言（案）をもとに協議

3月23日：提言（案）確定

性犯罪・性暴力対策の強化の方針（概要）

（令和2年6月11日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）

- 性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、心身に長期にわたる深刻な影響を及ぼす。性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要。
- 性犯罪・性暴力の根絶を求め社会的気運の高まり。
- 性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための取組が必要。また、子供の発達段階や被害者の多様性などに配慮したきめ細かな対応が必要。



性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」

〔令和2年度から4年度までの3年間〕

平成29年改正刑法附則に基づき、事案の実態に即した対応を行うための施策の検討

性犯罪・性暴力の
特性を踏まえた取組

はじめに

刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対応

性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実

被害申告・相談をしやすい環境の整備

切れ目のない手厚い被害者支援の確立

教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

方針の確実な実行

教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防（2）

- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分
 - ※保育士への同様の対応を検討
 - ②⑨ 懲戒免職（原則）や遺漏のない告発の実施の徹底に関する教育委員会への指導
 - ③⑩ 教員免許状の管理等の在り方について、より厳しく見直すべく検討
- ③⑪ 「相手の同意のない性的行為をしてはならない」「性暴力はあってはならないものであり、悪いのは加害者である」という社会の意識の醸成が大切。令和2年の「女性に対する暴力をなくす運動」（11/12-25）において、「性暴力」をテーマとして、広報啓発を実施。
- ③⑫ 令和3年から、毎年4月を、若年層の性暴力被害予防のための月間とし、啓発を徹底。（AVJK問題の更なる啓発、レイプドラッグの問題など若年層の様々な性暴力の予防啓発。性暴力被害に関する相談先の周知。周りからの声掛けの必要性などの啓発。）
- ③⑬ 保護者等を対象に実施するインターネット上のマナー等の啓発時の性被害防止についての啓発
- ③⑭ SNS利用に起因する中高生などの子供の性被害を防止するため、SNS上の子供の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みに対する広報啓発を実施。

方針の確実な実行

- 本年7月を目的に、具体的な実施の方法や期限などの工程を作成。
- 毎年4月を目的に進捗状況や今後の取組についてフォローアップを実施。
- ③⑮ 性暴力の実態把握（若年層の性暴力被害の実態把握、ワンストップ支援センターにおける詳細な支援実態調査、障害者の性暴力被害の実態把握のための取組の検討）